

山梨県SNS・Web（検索サイト）広告業務委託に係る企画提案公募要領

1 趣旨

県が発信する情報を正しく確実に届け、理解・共感を得ることにより、効果的な県政運営を実現するためには、伝える対象や内容に合わせた最適な手段・伝達経路で情報発信を行う必要がある。その一環として、従来の広報手段では届きにくい潜在層や無関心層に加え、若年層やデジタルネイティブ層に対して効果的なアプローチをするため、SNS・Web（検索サイト）への広告出稿を行うことを目的とし、十分な業務実行力を備えた事業者からの企画提案を募る。

2 業務の概要

(1) 委託業務名称

山梨県SNS・Web（検索サイト）広告業務委託

(2) 業務内容

別紙1「山梨県SNS・Web（検索サイト）広告業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 予算上限額

金21,910,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は予算上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

3 応募資格

応募できるのは、次の掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 本件業務を効果的に実施できる体制が整えられていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」及び「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税の滞納がない者であること。
- (7) 当該公募案件に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定す

る子会社をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ)の関係にある場合。

(イ)親会社等と同じくする子会社等との関係にある場合。

②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。但し(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ア)一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

- i. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役
 - ii. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - iii. 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。)
 - iv. 組合の理事
 - v. その他業務を遂行する者であって、iからivまでに掲げる者に準ずる者
- (イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視する資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 スケジュール

募集開始	令和8年4月15日(水)
参加申込書提出期限	令和8年4月30日(木)午後5時
質疑書の締切	令和8年4月30日(木)午後5時
企画提案書提出期限	令和8年5月20日(水)午後5時
書面審査(応募多数の場合)	令和8年5月26日(火)
審査委員会	令和8年6月2日(火)

5 応募手続き

(1) 書類等提出先、質問受付（共通）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館3階）

山梨県高度政策推進局 広聴広報グループ

電話：055-223-1336

メールアドレス：koucho@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 参加申込書の提出

①提出書類（各1部提出）

(ア) 参加申込書（様式1）

(イ) 誓約書（様式2）

(ウ) 会社概要等整理表（様式3）

※ 会社概要が把握可能な書類（会社パンフレットなど）及び財務諸表（直近のもの）を添付すること。

(エ) 国税納税証明書（その3の3）（税務署で交付される様式）

(オ) 都道府県税納税証明書（都道府県税に未納がない旨の証明書）（都道府県で交付される様式）

(カ) 履歴事項全部証明書（写し可）

※書類申請日から3ヶ月以内に発行されたもの

(キ) 実施体制表（様式4）

(ク) 資本関係・人的関係等に関する調書（様式5）

②提出期限

令和8年4月30日（木）午後5時必着

③提出方法

持参又は郵送（持参の場合の受付は、土日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。）

④提出期間までに県が参加申込書を受理できない場合は参加を認めない。

⑤申請後に辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出すること。

(3) 企画提案に関する質問の受付

①質問様式

質問票（様式7）を使用すること。

②受付期限

令和8年4月30日（木）午後5時必着

③質問方法

- ・電子メールで送信すること。
- ・電子メールの件名は、「山梨県SNS・Web（検索サイト）広告業務質問」とすること。
- ・電子メール送信後、電話で受信確認を行うこと。

④回答方法

- ・質問に関する回答は一覧形式で作成し、原則、その時点で参加申し込みをしている者全員に対して電子メールにて回答する。

⑤その他

電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案の内容に直接関係ない質問や回答することにより本企画提案の公平性を保てない等と判断した質問には回答しないこともある。

(4) 企画提案書等の提出

①提出書類

- ・企画提案書（様式8）・・・・・・・・ 6部（コピー可）
 - ※ 提案1事業者につき、1提案とすること。
 - ※ 企画提案書には、提案事業者の名称を記載しないこと。
- ・見積書（様式任意）・・・・・・・・ 1部
 - ※ 見積書の合計金額（税込）は「2 業務の概要（4） 予算上限額」の額を超えないこと。
 - ※ 仕様書の項目毎に記載すること。（「一式」は不可）
 - ※ 仕様書に定める広告費の額を明記すること。

②提出書類の内容

- (ア) 業務に対する考え方
- (イ) 実施体制
- (ウ) 過去に作成した広告用クリエイティブ
- (エ) 広告出稿先の選定における考え方、ターゲットの捕捉手法
（居住地や勤務地、生活圏、家族構成、Webでの検索状況など、ターゲティングの基礎とする情報を記載すること。）
 - ※本件については、県においてターゲティング手法を細かく仕様書に記載するための十分な知見を持ち合わせていないことから、公募型プロポーザル方式を採用しています。可能な限り具体的に記載してください。
- (オ) 上記（エ）を踏まえ、広告の具体的例

【事例】「山梨県ケアラー電話相談」

(https://www.pref.yamanashi.jp/chouju/carere/carere_telephone.html)

(https://www.carere.pref.yamanashi.jp/weekend_telephone/)

県では、さまざまな相談窓口を設置し、県民からの相談を受け付けています。しかし、実際には「窓口の存在を知らなかった」「相談してよいのか分からない」「自分の悩みが対象なのか判断できない」「相談につながることに不安がある」など、相談につながらない要因が存在します。

“相談につながりにくい背景を持つ県民”が相談窓口を必要なタイミングで適切に利用できるようにするための広告案を作成してください。

【制作にあたって求める観点】

- ・相談につながらない理由（心理的・情動的・環境的要因）を整理し、広告として想定する主なターゲット像を明確に示すこと。
- ・行動につながるメッセージを検討すること。
- ・誰に、どの媒体で、どの形式（動画・バナー等）で伝えることが最適か理由を含めて提案すること。
- ・山梨県の依頼を受けてから提案、出稿までの想定スケジュールを記載すること。
- ・予算および配信期間
- ・結果報告内容（数値項目）

- (カ) その他、本業務に対し、予算上限額内でより効果的となる独自提案があれば、取組の内容、方法及び期待できる効果等

③提出期限

令和8年5月20日（水）午後5時必着

④提出方法

- ・持参又は郵送（持参の場合の受付は、土日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。）

- ・また、企画提案書についてはPDFを別途メールで送付すること。
- ⑤提出期限までに県が企画提案書等を受理できない場合は審査対象としない。
- ⑥一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、差し替え又は撤回することができない。
- ⑦「3 応募資格」の条件を満たさなくなった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。
 - ・公募要領の規定に反した提案
 - ・誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

6 審査方法・基準

- (1) 実施方法
Microsoft Teamsによるオンライン
- (2) 実施日時
令和8年6月2日(火)(入室時間及びURLは個別に通知する。)
※参加事業者多数の場合には事前に書面審査を行い、3事業者程度を選定する。
- (3) 持ち時間
1者25分(うち説明15分以内、質疑10分を目安とする)
- (4) 審査基準
別紙2「審査基準」のとおりとする。
- (5) 審査は、審査の公平性確保及び企業ノウハウの流出防止のため非公開とする。
- (6) 審査の結果を基に、県が第1順位の委託候補者を決定し、当該事業者との契約手続きを行う。
- (7) 審査の結果は、各提案者に「採用」「不採用」の別を連絡する。
- (8) 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは次点の者と契約の交渉を行う。
- (9) 選定結果等は、県のホームページで公表する。
※ 公表事項は、評価基準、配点及び評価、審査結果、第1順位委託候補者の名称等とし、第1委託候補者以外の提案者の名称は公表しない。

7 契約に関する事項

- (1) 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとする。
- (2) 契約保証金については、山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則という。’)第109条第1項に規定する契約保証金を契約締結と同時に納めなければならない。ただし、規則第109条の2に該当する場合はこれを免除するものとする。
- (3) 企画提案書等に記載された事項は、別紙1仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱う。ただし、業務の目的のために修正すべき必要がある場合には、県の指示により契約締結段階において契約内容を追加、変更又は削除するものとする。

8 その他

- (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の取り扱い
 - ①提案者が県に提出した書類(以下「提出書類」という。)に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。
 - ②提出書類は、いかなる理由があっても返却しないものとする。
 - ③提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は原則として提案者が負うものとする。
- (3) 本企画提案応募に要した一切の費用は、提案者自身が負担するものとする。

- (4) 審査終了後、契約を締結するまでの間、「3 応募資格」の条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (5) 「3 応募資格」の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、応募を認めないことがある。
- (6) 企画提案者が審査委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めるなど、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合は失格とする。

9 本件に関する問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館3階）

山梨県高度政策推進局 広聴広報グループ

電話：055-223-1336

メールアドレス：koucho@pref.yamanashi.lg.jp

(別紙1)

山梨県 SNS・Web (検索サイト) 広告業務委託仕様書

1 委託業務名

山梨県 SNS・Web (検索サイト) 広告業務

2 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

3 事業の目的

県が発信する情報を正しく確実に届け、理解・共感を得ることにより、効果的な県政運営を実現するためには、伝える対象や内容に合わせた最適な手段・伝達経路で情報発信を行う必要がある。その一環として、従来の広報手段では届きにくい潜在層や無関心層に加え、若年層やデジタルネイティブ層に対して効果的なアプローチをするため、SNS・Web(検索サイト)への広告出稿を行う。

4 業務内容

受託事業者は、次に掲げる(1)(2)の項目について、山梨県と協議しながら委託業務を実施すること。

このほか、事業実施に当たって必要な事項については山梨県と協議のうえ随時実施すること。

(1) 広告出稿・管理

県が指定する案件について、SNS、Web を活用した広告を行う。

① 業務

- ・ 広告目的に応じた配信先プラットフォームの選定
- ・ プラットフォームに適した広告コンテンツの制作 (画像、動画、テキストの作成)
- ・ 広告クリエイティブの最適化
- ・ 配信管理 (配信スケジュールの設定、広告費の支払い)
- ・ 広告毎の目標設定及び成果の測定

② 配信件数及び広告費

- ・ 配信件数は50件程度。
- ・ 広告出稿費は●●●千円 (10,000千円以上 (税別) で提案者の見積額) (委託契約額を含む。) とし、実績により支払う。

(2) 研修の実施

県庁内の広告希望事業の担当者に研修を行う。

① SNS・Web 広告活用研修

- ・ 効果的に SNS・Web 広告を活用するため広告実施事業担当者に研修を行う。

② クリエイティブ作成研修

- ・ 広告 (=周知) に専門的知見を持つ事業者を講師として、LPに進みたくなるクリエイティブ作成のための研修を行う。

5 広告を掲載するサイトの基準

次の各号に掲げるサイトへは広告を掲載しないよう配慮すること。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

- (4) 政治性または宗教性のあるもの
- (5) 特定の主義主張を目的とするもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本県が広告を掲載することが適当でない認められるもの

6 実施について

- (1) 委託業務を総括する責任者を置き、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。
- (3) 受託事業者は、委託業務の履行にあたって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- (4) 前項で掲げるサイトに広告が掲載されたことが判明した場合は速やかに出稿を停止し、山梨県に報告すること。
- (5) 広報実施のために制作する有体物及び無体物一式を、山梨県が指定する日までに指定場所に納品すること。
- (6) 原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、山梨県の承諾を得たときは、この限りではない。
- (7) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

7 事業報告

委託業務終了後、令和9年4月10日までに実績報告書を提出すること。

8 委託業務の成果物の著作権

- (1) 制作物が他の所有権や著作権、肖像権を侵害するものではないこと。
- (2) 制作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、山梨県に無償で譲渡されるものとする。また、制作物に関して著作権法に定める著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を山梨県及びその指定する第三者に対して行使しないことに同意するものとする。なお、制作物は、広報活動その他の目的に応じて、山梨県が必要と認める範囲で修正・翻案・加工等を行う場合がある。
- (3) 本業務に関する所有権や著作権は、前項に定めるものを除き、原則としてすべて山梨県に帰属する。
- (4) ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利保有物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、山梨県は権利保留物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (5) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

9 遵守事項

- (1) 民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の関連法規を遵守すること。
- (2) 山梨県情報セキュリティ基本方針、広聴広報グループソーシャルメディア運用方針など山梨県の規定を遵守すること。

(別紙2)

審査基準

1 審査方法

- ・ 評価項目及び配点等は「2」のとおりとし、審査員1名分で100点満点とする（内容点90点満点、価格点10点満点）。
- ・ 内容点については、審査員が企画提案書等の内容の具体性・妥当性・確実性等を評価して採点する。価格点については、事務局が計算式に基づいて採点する。
- ・ 各審査員分の合計点を合算して全体の合計点とし、点数の高い順に順位を付ける。
- ・ 全体の合計点と同じ場合は、審査員の多数決により順位を決定する。
- ・ 上記に関わらず、次のいずれかに該当する提案者は、委託候補者とししない。
 - 1) 審査員の3名以上が、いずれかの評価項目で0点を付けた提案者
 - 2) 審査員の3名以上が、合計50点に満たない点を付けた提案者

2 評価項目及び配点

	評価項目	評価点	比重	配点 (評価点×点数)
1	業務の理解度 ・ 本業務に対する目的や考え方が具体的かつ適切か。	5点	2	10点
2	委託業務の実施体制 ・ 人員体制配置予定者の専門性は十分か。 ・ 実施体制及び役割分担が具体的に明示され、事業を円滑に進められるような体制であるか。 ・ 突発的な依頼に対しても迅速に対応できる体制となっているか。	5点	3	15点
3	過去の実績・類似する業務の経験・専門知識 ・ 事業の確実かつ効果的な実施が期待できる十分な実績や豊富な専門知識を有しているか。	5点	2	10点
4	提案内容			
	・ 出稿先の選択に合理性があるか。	5点	2	10点
	・ 設定内容は妥当か。	5点	2	10点
	・ 具体例の提案は効果が期待できる内容か。	5点	3	15点
	・ 実現可能かつ目的達成が期待できるスケジュールか。	5点	1	5点
	・ 効果測定的项目は妥当か。	5点	1	5点
5	積極性 ・ 仕様書に記載されていない事項であって、業務の推進、目的達成のために必要と認められる提案があるか。 (該当する提案がない場合は評価点は0点とする)	5点	2	10点
6	価格点 ※ 計算は小数点以下第3位、価格点は小数点以下第2位で四捨五入する。 〈価格点の考え方〉 広告費、クリエイティブ作成単価、その他の経費の項目ごと提案者間の比較を行い評価する。	5点	2	10点

	<p>*計算式</p> $5 \text{ (評価点)} \times 2 \text{ (比重)}$ $\times \{ (\text{提案者契約希望額} / \text{最高契約希望額}) \times 0.45 \quad \dots \text{広告費}$ $+ (\text{最低契約希望額} / \text{提案者契約希望額}) \times 0.1 \quad \dots \text{研修費}$ $+ (\text{最低契約希望額} / \text{提案者契約希望額}) \times 0.45 \quad \dots \text{その他の経費}$			
合計				100 点

3 内容点の評価の考え方

評価は5点満点（最高得点5点、最低得点0点）とし、考え方は次のとおりとする。

- 特に優れている／期待できる (5点)
- 優れている／どちらかといえば期待できる (4点)
- 普通（基準点） (3点)
- やや劣る／どちらかといえば期待できない (2点)
- 劣る／期待できない (1点)
- 要求水準を満たしていない (0点)